

倫理法・倫理規程セルフチェックシート

(新採用・一般職員用⑦)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する基本的事項についての理解度チェックです。各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	倫理法・倫理規程は、勤務時間内の職務の執行の公正さを確保することを目的とするものであり、勤務時間外の行動に関する規定までは置かれていない。	
2	自分が契約の事務に携わっている場合、入札の手続について説明を聞きに来ている事業者等は、実際に申込みをするかどうかにかかわらず、利害関係者に当たる。	
3	利害関係者の事務所を職務として訪問する際に、利害関係者から提供される社用車に同乗することは、どのような事情があっても認められない。	
4	利害関係者の事務所を職務として訪問した際、お茶とクッキー(数枚)を勧められた。このような程度の茶菓の提供を受けることは倫理規程違反とはならない。	
5	利害関係者に対し、当該利害関係者が一般に広く頒布しているカレンダーを、自分の友人にプレゼントしてほしいと依頼する行為は、カレンダーが宣伝用物品に当たることから、倫理規程違反とはならない。	
6	立入検査で利害関係者の事業所を訪問した際に、昼食として1,000円程度の弁当の提供を受けることは倫理規程違反とはならない。	
7	卒業後も付き合いを続けていて、会合があるとごちそうしてくれることもある大学のサークルの先輩が、利害関係者に該当する企業において、自分が審査事務をしている許認可の申請を担当することになった。現在ではその先輩から頻繁に当該許認可の申請が行われている。このような場合、これまでと同様にこの先輩からごちそうになっても、サークルの先輩・後輩という私的な関係に基づく付き合いであるから、倫理規程上問題ない。	
8	利害関係者が主催する懇親会に上司とともに参加した。割り勘であれば問題ないと思っていたところ、会計時に利害関係者から提示された金額は、提供された料理等を考えると、割り勘にしては明らかに安いと思われた。上司にその旨を伝えたところ、「言われたとおりに支払わないと相手に失礼だろう。」と言われたため、利害関係者が提示したとおりの金額を支払った。この場合、提示された金額をきっちりと払っているので倫理規程違反ではない。	
9	利害関係者でない事業者からであっても、頻繁に食事をおごってもらうことは、倫理規程上問題がある。	
10	倫理審査会の公務員倫理ホットラインに倫理法等違反を疑わせる行為を通報する場合、匿名の通報でも受け付けられる。	